

黒川地区の観光資源の開発と活用検討業務 公募型プロポーザル実施要領

〔 目 次 〕

1. 目的 …… 1
 2. 業務概要 …… 1
 3. 参加資格 …… 1
 4. 参加表明書の作成要領等 …… 1
 5. 参加表明書の提出 …… 2
 6. 企画提案書の提出者の選定 …… 2
 7. 企画提案書の作成要領等 …… 3
 8. 企画提案書の提出 …… 4
 9. 企画提案書に対するプレゼンテーション及びヒアリング …… 4
 10. 企画提案書の特定 …… 5
 11. 契約の締結 …… 5
 12. 企画提案書等の無効 …… 6
 13. その他 …… 6
- （表 1） 評価基準 …… 7
- 〔 参考 〕 スケジュール …… 8
- 〔 参考 〕 関係法令 …… 9
- 「黒川地区の観光資源の開発と活用検討業務」仕様書 …… 10

提出様式集

1. 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により「黒川地区の観光資源の開発と活用検討業務」の委託業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

なお、本業務に係る委託業者選定にあたっては、専門的な知識、技術力、企画力を踏まえた提案のもと、価格以外の要素も含めて総合的な判断をする必要があることから、広く提案を募集し、最も適切な者を本業務の委託の候補者（優先交渉権者）として選定する。

2. 業務概要

- (1) 業務の名称： 黒川地区の観光資源の開発と活用検討業務
- (2) 業務内容： 別添「黒川地区の観光資源の開発と活用検討業務」仕様書のとおり
- (3) 履行期間： 同上
- (4) 委託上限額： 3,000,000円

3. 参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 本市の一般（指名）競争入札参加資格審査書を提出し受理された者で、かつ、一般（指名）競争入札参加資格の指名停止を受けていない者であること。
- (2) 応募の締切日において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（会社更生法にあっては更生開始手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる指定暴力団またはその構成員でないこと。
- (5) 関西地方に本社あるいは支店等を設置する法人であること。

4. 参加表明書の作成要領等

本業務の企画提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとする。

(1) 参加表明に必要な書類

参加表明書（様式 1）

会社概要（様式自由、ただし A4 版とする）

〔記載が必須の事項〕

会社名、会社設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、経営規模・状況、
連絡先（担当者氏名、電話番号、Fax 番号、E-mail アドレス）

業務実績（様式 2）

業務の実施体制（様式 3）

配置予定者（様式 4）

業務実績としての報告書等

(2) 資料記載上の留意事項

上記（1）の の「会社概要」の記載事項を証する書類等を添付すること。

5. 参加表明書の提出

(1) 提出期限： 平成 27 年 6 月 26 日（金）午後 5 時

(2) 提出場所： 川西市 市民生活部 生活活性室 文化・観光・スポーツ課
〒666-8501 兵庫県川西市中央町 12-1（川西市役所 2 階）
電話（072）740-1161 Fax（072）740-1187
E-mail kawa0199@city.kawanishi.lg.jp

(3) 提出部数： 1 部

(4) 提出方法： 郵送（期限内に必着のこと）または持参

6. 企画提案書の提出者の選定

参加表明書の提出が 4 社を超えた場合は、文化・観光・スポーツ課において上記 4 の書類について審査し、上位の概ね 4 社を選定する。

(1) 参加表明書の評価基準

「評価基準」（表 1）のとおり

(2) 選定結果の通知

選定された者に対しては書面によりその旨を通知し、企画提案書の提出を要請する。
また、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。

(3) 非選定理由の説明

上記（2）のうち、選定されなかった者は、通知日の翌日から起算して 2 日（休日を

除く。)以内に、次に定めるところにより、非選定理由について説明を求めることができる。

提出様式： 自由(ただし A4 版とする。)

提出場所： 上記 5 の(2)と同じ

7. 企画提案書の作成及び提出

企画提案書は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

企画提案書提出届(様式 5)

企画提案書

• 様式自由、ただし A4 版とする。

• 表紙(様式 6)を付けること。

• 提案者の社名や社名を連想する記述を記入しないこと(表紙、提案文中とも)。

• 次の提案課題ごとに簡潔に記載すること

提案課題 1： 観光振興が大都市近郊の中山間地域に及ぼす影響について

提案課題 2： 黒川地区やその周辺地域における現状認識及び、観光振興に係る課題について

提案課題 3： 黒川地区の観光振興に係る学識経験者や地元関係団体等の意見のとりまとめ方法について

提案課題 4： 業務の実施方針、取組体制、スタッフの特徴、その他、本業務を実施するにあたって配慮すべき事項やアピールしたいことについて

提案課題 5： 業務受託価格(税込金額とする。)

工程表(様式自由、ただし A4 版とする。)

(2) 提出

提出期限： 平成 27 年 7 月 8 日(水)午後 5 時

提出場所： 上記 5 の(2)と同じ

提出部数： 7 部(正本 1 部及び副本 6 部)

提出方法： 郵送(期限内に必着のこと)または持参

8. 企画提案書等の無効

プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、市は企画提案書等を無効とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法や提出先、提出期限が、本要領に適合しない場合
- (2) 企画提案書等に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (3) 企画提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 本要領に定められた以外の手法により、審査委員会委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的または間接的に求めた場合
- (6) 企画提案書等の提出期限以降において、指名停止の措置を受けた場合
- (7) 本要領に違反または逸脱した場合
- (8) その他、審査委員会が社会通念に照らし、失格にあたる事由があると認める場合

9. 質問の提出及び回答

(1) 提出について

当実施要領に対する質問がある場合は、次により提出すること。ただし、参加表明書及び企画提案書の作成に係る質問に限り、評価や審査に係る質問は受け付けない。

提出様式： 質問書（様式7）によること。

提出期限： 平成27年6月23日（火）午後5時

提出方法： 質問書を添付した電子メールのみとする。
件名は「黒川業務委託提案に係る質問」とすること。
送信後に、電話により着信を確認すること。

提出（送信）先： 上記5の(2)のメールアドレス

(2) 回答について

回答は平成27年6月26日（金）までに、川西市のホームページに順次掲載する。
なお、質問者名は公表しない。

10. 企画提案書に対するプレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングを次の要領で実施する。

- (1) 実施日時： 平成 27 年 7 月 17 日(金) 午後 1 時 30 分～
- (2) 実施場所： 川西市役所庁舎地下 1 階 B01 会議室
- (3) 実施方法： 企画提案書の内容を具体的に説明することを主とし、必要に応じて補足する。
1 社の持ち時間は、説明 30 分間及び質疑応答 10 分間の合計 40 分間とする。
- (4) 留意事項： プロジェクター及びスクリーンは川西市が用意する。パソコン等、その他説明に必要な物は、参加者が用意すること。

当日の資料の追加配布は認めない。

参加者は、当業務に従事する者 4 名以内とする。

指定した時間に遅れた場合や、説明内容と提案書が著しく異なる場合は失格とする。

11. 優先交渉権者の特定

本市が設置する審査委員会の審査を経て、本業務に関し最も適切な提案を行った者（最優秀提案者）を優先交渉権者に特定する。

- (1) 評価項目： 次の各項目について、総合評価方式により評価する。
 - 会社の業務実績
 - 業務の実施体制及び配置予定者の業務実績、経験、手持ち業務の状況等
 - 提案内容の妥当性、地域特性の把握及び活用度、的確性、取組意欲、質問における応答の明快性
 - 業務受託価格の妥当性及び提案内容との整合性
- (2) 最優秀提案者の特定：
 - 審査委員会委員の評価点の合計が最も高かった提案者を最優秀提案者とする。最高得点者が複数となった場合は、委員の合議により最優秀提案者を決定する。
- (3) 結果の通知： 審査終了後、速やかに提案者全員に通知する。

12. 契約の締結

- (1) 契約の交渉： 市は優先交渉権者と契約の交渉を行う。交渉が不調の場合は、評価順位の上位の者から順に交渉を行う。
- (2) 契約書作成の要否： 要する。委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。

13. その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、提案者に無断で本件以外には利用しない。ただし、審査や事務処理等の必要な範囲において複製することがある。
- (4) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を要する。
- (5) 参加表明書及び企画提案書等の提出後において応募を辞退する場合は、書面（様式は任意）により申し出ることとし、辞退後はいかなる理由があっても再応募は認めない。
- (6) 提出された書類は、川西市公文書公開条例（平成4年川西市条例第8号）の規定により、その全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 審査委員会における審査経過については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(表1)

評 価 基 準

評価項目	評価内容		評価及び評価点数		
			十分	普通	不十分
会社の業務実績	過去に受託した業務について、業務の内容などを総合的に判断する。		10	5	3
本業務における実施体制及び配置予定者の能力等	監理技術者	過去に携わった業務の内容及び携わった立場などについて、総合的に判断する。	5	3	1
		現時点における手持ち業務の内容及び件数から判断して、本業務の専任性について判断する。	5	3	1
	担当技術者 (主たる技術者)	過去に携わった業務の内容及び携わった立場などについて、総合的に判断する。	5	3	1
		現時点における手持ち業務の内容及び件数から判断して、本業務の専任性について判断する。	5	3	1
	担当技術者 (その他)	過去に携わった業務の内容及び携わった立場などについて、総合的に判断する。	5	3	1
		現時点における手持ち業務の内容及び件数から判断して、本業務の専任性について判断する。	5	3	1

評価項目	評価内容	評価及び評価点数				
		特に良い	良い	普通	不十分	特に不十分
企画提案書及びヒアリングの内容	取組方針・体制等は妥当であるか。	10	8	5	2	0
	地域特性を把握し、提案に活かされているか。	10	8	5	2	0
	提案課題に対する提案内容は的確であるか。	10	8	5	2	0
	本業務に積極的に取り組む姿勢であるか。	10	8	5	2	0
	質問に対する応答が明快かつ迅速であるか。	10	8	5	2	0
業務受託価格	価格は妥当で、提案内容と整合性が取れているか。	10	8	5	2	0

〔参考〕 スケジュール

	6月		7月		
	第4週	第5週	第2週	第3週	第4週
	22日	29日	6日	13日	20日
参加表明書の提出					
提案者の選定		● 30日(火)			
企画提案書の提出					
質問の受け付け					
プレゼンテーション				17日(金) ●	
審査結果の通知					
契約の交渉、締結					

〔参考〕 関係法令

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

「黒川地区の観光資源の開発と活用検討業務」委託仕様書

1. 業務名： 黒川地区の観光資源の開発と活用検討業務

2. 業務目的： 川西市黒川地区およびその周辺には「日本一」と称される里山をはじめ、ダリヤ園や黒川小学校木造校舎、桜の森、妙見山など、主に豊かな自然環境を生かした観光資源が存在するが、それらの有機的な連携性に乏しいことや、総合的な観光プロモーションがなされていないことなどが課題である。このため、同地区における観光資源を有効活用するための方策を調査・検討する。

3. 業務期間： 委託契約締結日より平成 28 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容：
 - (1) 黒川地区の現状把握
 - (2) 同地区及びその周辺における観光の現状把握
 - (3) 関係団体や学識経験者等による意見・提言のとりまとめ
意見・提言を求める関係団体や学識経験者等の選定にあたっては、市の担当部署と相談すること。
 - (4) 同地区の観光振興にかかる報告書の作成
報告書には、同地区の総合的な観光振興方策及び推進体制の具体的な提案を含むこと。

5. 成果物： 事業報告書（紙媒体 3 部及び電子データ一式）

(様式 1)

参加表明書

業務名： 黒川地区の観光資源の開発と活用検討業務

表記業務の企画提案に基づく選定に参加したいので、参加表明書を提出します。
なお、参加資格要件を満たしていること及び、参加表明に必要な添付書類の記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

川西市長 大 塩 民 生 あて

(提出者) 住所

商号または名称

代表者氏名

印

電話番号

(担当者) 担当部署

氏名

電話番号

E-mail

(様式 2)

業 務 実 績 書

過去の同種または類似の業務実績

1	業務名称	
	契約金額	
	履行期間	
	発注機関名	
	業務の概要	

2	業務名称	
	契約金額	
	履行期間	
	発注機関名	
	業務の概要	

3	業務名称	
	契約金額	
	履行期間	
	発注機関名	
	業務の概要	

(様式 3)

業務の実施体制

	氏名 生年月日 所属・役職	実務 経験 年数	保有資格	担当する業務内容
監理技術者				
技術者 (主たる技術者)				
技術者				

配置を予定している技術者について記入すること。

技術者が複数の場合は、主たる技術者 これに準ずる立場の技術者、の順に記入すること。

技術者を 3 人以上配置する場合は、適宜、欄を増やして記入すること。

再委託先	再委託する業務の内容

業務の一部を再委託する予定がある場合は、再委託先及び業務の内容を記入すること。

(様式4)

配置予定者

氏名		
生年月日		
所属・役職		
実務経験年数		
最終学歴		
保有資格等		
主な業務実績	業務名称	
	履行期間	
	発注機関	
	業務概要	
	業務名称	
	履行期間	
	発注機関	
	業務概要	
	業務名称	
	履行期間	
	発注機関	
	業務概要	
手持ち業務の状況	業務名称	
	履行期間	
	発注機関	
	業務概要	
	業務名称	
	履行期間	
	発注機関	
	業務概要	
	業務名称	
	履行期間	
	発注機関	
	業務概要	

配置を予定している技術者全員について、本様式を作成すること。
業務実績については、同種業務 類似業務、の順で記載すること。
業務概要欄には、従事した内容も合わせて記載すること。
手持ち業務が5件以上のものは対象としないこと。

(様式 5)

企画提案書提出届

業務名： 黒川地区の観光資源の開発と活用検討業務

表記業務について、企画提案書を提出します。

平成 年 月 日

川西市長 大 塩 民 生 あて

(提出者) 住所

商号または名称

代表者氏名

印

電話番号

(担当者) 担当部署

氏名

電話番号

E-mail

(様式 6)

黒川地区の観光資源の開発と活用検討業務

企画提案書

(様式7)

質 問 書

商号または名称	
担当責任者	
電話	
E-mail	

(質問内容)

--